

こうとうオーラルヒストリー動画制作事業業務委託 プロポーザル実施要領

1 事業の趣旨・目的

近年、地域社会における人々のつながりや生活文化の記録が急速に失われつつある中、地域に根ざした記憶や経験が共有される機会も減少し、貴重な生活史や地域の語りが埋もれてしまう懸念がある。

特に、本区においては、「東京大空襲」、「水害」、「ごみ戦争」といった困難に直面し、区民、議会、行政が一丸となり乗り越えてきた地域でありながら、区民一人ひとりの視点から十分に記録・伝承されていないのが現状である。「東京大空襲」、「水害」、「ごみ戦争」を体験した区民の貴重な記憶が埋もれることがないよう、区民インタビューにより体験者の経験、感情、背景等の「生きた歴史」を収集し、オーラルヒストリー動画等により記録することで、公文書や歴史文献には残りにくい歴史資料を制作し、将来の財産として次世代に伝承していく。

2 事業概要

(1) 事業名

こうとうオーラルヒストリー動画制作事業業務委託

(2) 事業内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 契約期間

業務締結日の翌日から令和9年3月31日まで

(4) 委託上限額

7,640,000 円（税込）

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをした者であっては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申立てをした者であっては校正計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 法人税・法人事業税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でない

こと。

- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある法人ではないこと。
- (5) 江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（27江総経第3281号）による指名停止を受けていないこと。

4 スケジュール

	内 容	日 時
(1)	実施要領の公表期間	令和8年2月3日（火）～3月2日（月）
(2)	質問受付期間	令和8年2月3日（火） ～2月18日（水）午後5時まで厳守
(3)	質問回答日	令和8年2月24日（火）
(4)	参加表明書・企画提案書の提出期限	令和8年3月2日（月）午後5時まで厳守
(5)	第1次審査結果通知	令和8年3月13日（金）
(6)	第2次審査	令和8年3月25日（水）【予定】
(7)	最終選定結果通知	令和8年3月27日（金）【予定】

5 参加手続

(1) 実施要領の公表

①公募期間

令和8年2月3日（火）から3月2日（月）まで

②公募方法

区ホームページにて公表

(2) 質疑・回答

①質問受付期間

令和8年2月3日（火）から2月18日（水）午後5時まで厳守

②質問方法

質問書（様式2）を電子メールにより「12 担当」まで提出すること。

※上記以外の方法による問い合わせは受け付けない。

※質問書を送付した際は確認のため、「12 担当」まで電話連絡すること。

③回答日

令和8年2月24日（火）

④回答方法

質問への回答は区ホームページに掲示し、個別の回答は行わない。

(3) 応募書類の提出

①提出期限

令和8年3月2日（月）午後5時まで厳守

※提出期限後に到着した書類は無効とする。

②提出方法

持参（平日の午前9時から午後5時まで）又は郵送（必着）

※持参及び郵送先は、「12 担当」まで

※持参の場合は、事前に電話連絡すること。

6 提出書類及び作成における留意事項

(1) 提出書類

	書類	部数
①	参加表明書（様式1）	1部
②	企画提案書（任意様式） ※提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約相手方の候補者選定以外の目的では使用しない。ただし、開示請求があった場合は、開示対象になることがある。	8部 (正本1部、副本7部)
③	価格提案書（見積書）（任意様式） ※見積書の委託上限額（税込）の範囲内で仕様書及び企画提案書に記載された全ての業務の見積金額とその内訳を記載すること。なお、内訳は、インタビュー及び撮影に関する経費、インタビュー対象者への謝礼、動画制作費、PDFファイル制作費、パンフレット製作費、展示パネル制作費、独自提案に関する経費が分かるよう作成すること。	1部
④	法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明（発行日から3ヶ月以内の納税証明書）	1部
⑤	受託実績（「7 企画提案書（2）」）がある場合は、受託契約書の写し等の実績が分かる証明	1部 ※1事業につき1部

(2) 作成における留意事項

- ①書類の提出時期については、「4 スケジュール」のとおりとする。
- ②企画提案書及び価格提案書については、1者につき1案とする。
- ③真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を

記載しないこととする。

④提出書類において使用する言語及び通貨は、商標及び固有名称を除き、日本語及び日本国通貨に限るものとし、使用する通貨は「円」とすること。

7 企画提案書

(1) 書式

- ①用紙はA4サイズとし、文字方向は横書き、カラー印刷、左綴じとすること。(資料の記載内容により一部A3版を使用する場合については、片面印刷とし、A4版の大きさに折り込むこと。)
- ②ページ番号を付し、項目ごとにインデックスを付け、1セットずつファイルで綴じること。
- ③専門用語及び略語については、初出の箇所にて定義・説明を行うこと。
- ④副本は、企画提案者が特定できる表現やロゴマーク等の記載がないよう作成すること。もしくは、当該箇所にマスキングをすること。

(2) 提案事項

①本業務を受託する上での実施体制

- ア 会社案内、以下AまたはBのいずれかの事業において国または地方自治体での動画制作の受託実績
 - A オーラルヒストリー動画制作に関する事業
 - B その他の動画制作に関する事業

※受託実績については、自治体名等、時期、事業名、事業概要、事業区分（AまたはBのどちらに該当するか）について必ず記載すること。
また、受託契約書の写し等の実績が分かる証明を添付することとし、
提出がないものは実績がないものとして取り扱う。

- イ 各工程において従事・配置する人員、体制

- ウ 事業スキーム（契約開始から業務完了に至るまでのスケジュール管理及び計画等）

※インタビュー対象者の選定は令和8年6月下旬までに、動画等の成果物の納品は令和9年3月上旬までに完了する日程で、事業スケジュール及び計画を作成すること。

②本事業の目的を達成するための取組等

ア インタビュー方法等

- A 対象者の貴重な記憶等を掘り起こし、語りを引き出す方法等（事前準備、当日）
- B インタビュアー（経験年数、資格、専門知識等）
- C 撮影当日の使用する機材やスタッフの配置

イ 成果物の制作内容及び制作イメージ

- A 動画
- B PDF ファイル
- C 事業周知用パンフレット
- D 展示用パネル

ウ 独自提案（取組内容、制作イメージ等）

- ③著作権等の権利侵害やコンプライアンス違反等を防止する体制・対策等
(必要な手続き等を滞りなく実施するための対策、制作物の内容確認に著作権等の侵害やコンプライアンス違反等の内容が含まれていないかの確認方法等)
- ④インタビュー対象者の個人情報の管理やプライバシー等への配慮

8 評価方法

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2) 評価方法

企画提案書及び価格提案書、プレゼンテーション、質疑応答について、評価基準に基づいて評価する。

(3) 第1次審査（書類審査）

提出書類について、評価基準に基づき採点を行い、合計点が全体の60%以上の事業者のうち、得点が高い事業者から順に3事業者を第2次審査対象者として選定する。

第1次審査の結果は、令和8年3月13日（金）午後5時までに全ての参加事業者に電子メールにより通知する。併せて、第2次審査対象者には日時、場所等詳細を通知する。

(4) 第2次審査（プレゼンテーション及び質疑応答）

本業務を受託した際に携わる担当者が出席し、企画提案書に沿って説明を行うこと。

1事業者あたり30分（プレゼンテーション15分、質疑応答15分程度とし、参加人数は3名までとする。

説明者は、企画提案書等に基づきプレゼンテーションを行う。なお、パワーポイントで説明することも可能とするが、使用するパソコン等は参加者が用意すること（スクリーン、プロジェクター、延長コードは区が用意する）。

第2次審査の結果は、第2次審査の参加事業者に令和8年3月27日（金）に電子メールと郵送で通知する。

(5) 候補者の選定方法

- ① 失格者を除いた者の内、(3)(4)の合計点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。
- ② 最高点の者が複数の場合は、価格提案書（見積書）の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で、価格提案書（見積書）を再作成し、再提出された価格提案書（見積書）の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。
- ③ ①、②に関わらず、(3)(4)の合計点が全体の60%未満である場合は、候補者として選定しない。

(6) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ① 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ② 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ③ 価格提案書（見積書）の金額が委託上限額を超える場合
- ④ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤ 評価に関わる委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ⑥ その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

9 選定結果の通知・公表

候補者選定後、第2次審査参加事業者に選定又は非選定の結果を通知する。また、速やかに、下記項目を区ホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表項目】

- (1) 候補者の名称、総合点及び選定理由
- (2) (1)以外の参加者の名称及び総合点

※ (1)以外の参加者の名称は、ABC表記とし、総合点は点数順で表記する。

※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

10 契約手続き

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と江東区との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で委託契約を締結する。
- (2) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、

その理由を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

11 その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書を提出した後の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、江東区から指示があった場合を除く。また、提出された書類は返却しない。
- (3) 参加表明書を提出した後、江東区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (4) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。

12 担当（書類提出先）

江東区総務部総務課総務係 担当：石川、谷本

〒135-8383 東京都江東区東陽4-11-28（区役所4階5番窓口）

電話：03-3647-4020（直通）

FAX：03-3699-8773

メール：somu-k@city.koto.lg.jp